身体障害者障害程度等級一覧(その1)

∥の左側が概ね旅客鉄道株式会社旅客運賃割引の第1種障害者です。

*	<u> </u>	3 J	1	級		&	3	級	4 級
— "	· /		<u>'</u> 視力の良い		1. 視力の良い方の	つ眼の視	1. 視力の良い力	ずの眼の視	1. 視力の良い方の眼の視力が0.08以上
	視覚		視表ののはて、いる語では、これにないのは、これにないのは、別にいいる語では、これにいいる。これにいい。これにいいる。これにいい。これにいい。これにいいい。これにいい。これにいいい。これにいいい。これにいい。これにいいい。これにいいい。これにいる。これにいい。これにいい。これにいい。これにいる。これにいる。これにいい。これにいい。これにいい。これにいい。これにいい。これにいい。これにいる。これにいる。これにいる。これにいい。これにいい。これにいる。これにいる。これにいる。これにいる。これにい	式試視力 測った場別 屈か異常 こったつい	力が0.02以上0.03 もの 2.視力の良い方の 力が0.04かつ他力 視力が手動弁以下の)眼の視 方の眼の のもの	力が0.04以上0. もの(2級の2 るものを除く) 2.視力の良い力 力が0.08かつ他 視力が手動弁以	2 に該当す 5 の眼の視 也方の眼の 下のもの	0.1以下のもの (3級の2に該当するも のを除く)
	害		う。右 に同 0.01以下のも	じ)が	3. 周辺視野角度 が左右眼それぞれ 下かつ両眼中心視 が28度以下のもの 4. 両眼開放視認。 0点以下かつ両眼 野視認点数が20点 もの	180度以 見野角度 点数が7 点中心視	3. 周辺視野角が左右眼それぞ下かつ両眼中心が56度以下のも4. 両眼開放視調の点以下がある時間である。 野視認点数が40もの	れ80度以 視野角度 の 認点数が7 眼中心視	2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの
関がない。	恵覚えな呼	聴覚障害			両耳の聴力レベル ぞれ100デシベル もの (両耳全ろう)		両耳の聴力レイデシベル以上の (耳介に接しな 大声語を理解し もの)	もの ければ	1. 両耳の聴力レベルが80デシベル以上の もの(耳介に接しなければ話声語を理解 し得ないもの) 2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭 度が50パーセント以下のもの
(D) 国	章 音	章平 衡 機 書能					平衡機能の極とい障害	めて著し	
\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \	音声機能 語機能 なは、 としゃ 機能障害	能く					音声機能、言語はそしゃく機能		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著 しい障害
肢	上肢機能障害		1. 両上肢 全廃したも 2. 両上肢 以上で欠く	の を手関節	1. 両上肢の機 しい障害 2. 両上肢のす 指を欠くもの 3. 1上肢を上 分の1以上で欠 4. 1上肢の機 廃したもの	べての 腕の 2 くもの	 両上肢のおひとさし指を分 両上肢のおひとさし指の 廃したもの 1上肢の機 い障害 1上肢のすを欠くもの 1上肢のすの機能を全廃しの機能を全廃し 	てくもの でも及び 機能を全 能の著し べての指	3指の機能を全廃したもの
体不	下肢機能障害		1. 両下肢 全廃したも 2. 両下肢 2分の1り もの	の を大腿の	1. 両下肢の機 しい障害 2. 両下肢を下 分の1以上で欠っ	腿の2	1. 両下肢を ル関節以上で 2. 1下肢を 分の1以上で 3. 1下肢の 廃したもの	大くもの 大腿の 2 欠くもの	 8. おや指又はひとさし指を含めて1上肢の 4指の機能の著しい障害 1. 両下肢のすべての指を欠くもの 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3. 1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4. 1下肢の機能の著しい障害 5. 1下肢の股関節または膝関節の機能を全廃したもの 6. 1下肢が健側に比して、10cm以上または健側の長さの10分の1以上短いもの
自	体幹機能障害		体幹の機能 り坐ってい できないもの	ることが	1. 体幹の機能障 り坐位または起 保つことが困難が 2. 体幹の機能障 り立ち上がる事 なもの	立位を なもの ぎ害によ	体幹の機能障害 歩行が困難なも		
曲	脳病変による運乳幼児期以前の	上肢機能障害	不随位運動 により上肢 る日常生活 とんど不可能	を使用す 動作がほ	不随位運動・失 より上肢を使用 常生活動作が極 限されるもの	する日	不随意運動・気 より上肢を使り 常生活動作が 限されるもの	用する日	不随意運動・失調等による上肢の機能障害 により社会での日常生活活動が著しく制限 されるもの
	建動機能障害 の非進行性の	移動機能障害	不随意運動 により歩行 なもの		不随意運動・失調 り歩行が極度に制 るもの		不随意運動・会 より歩行が家原 日常生活活動に れるもの	庭内での こ制限さ	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
								(*\ 77 \dag{\pi})\\\	独の身体障害者手帳は交付されません。)

(※7級単独の身体障害者手帳は交付されません。)

備考 6 5 4 3 2 1

1. 視力の良い方の眼の視力が0.2	- 展7 計2
上が欠けているもの	
のもの	IE E.F. · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
4. 両眼開放視認点数が70点を超 えかつ100点以下のもの 5. 両眼中心視野視認点数が40点 以下のもの	IE E E E E E E E E E E E E E E E E E E
1. 両耳の聴力レベルが70デシベル以上 のもの(40cm以上の距離で発声された会 話語を理解し得ないもの) 2. 1側耳の聴力レベルが90デシベル以 上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以 上のもの	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
平衡機能の著しい障害	7 3 4 1
	1. 1上肢の機能の軽度の障害
2. 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の著しい障害 3. 1上肢のおや指を欠くもの 4. 1上肢のおや指の機能を全廃したもの 5. 1上肢のおや指及びひとさし指	2. 1上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 3. 1上肢の手指の機能の軽度の障害 4. ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能の著しい障害 5. 1上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの
の機能の著しい障害 6. おや指またはひとさし指を含めて1上肢の3指の機能の著しい障害	6. 1上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの
 1. 1 下版の放展開入場際関節の機能の著しい障害 2. 1下肢の足関節の機能を全廃したもの 3. 1下肢が健側に比して5 cm以上 	1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2. 1下肢の機能の軽度の障害 3. 1下肢の股関節、膝関節または足関節の うち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 4. 1下肢のすべての指を欠くもの 5. 1下肢のすべての指の機能を全廃したも
短いもの	の 1 下肢が健側に比して3 cm以上又は健側 の長さの20分の1以上短いもの
体幹の機能の著しい障害	
	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
	下肢に不随意運動・失調等を有するもの